

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）  
総括研究報告書

補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定のあり方に関する調査研究

研究代表者 白銀 暁

国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
福祉機器臨床評価研究室長

研究要旨

補装具費支給制度は、我が国における福祉用具の公的給付において根幹を成す制度であり、身体障害者にとってそれは命綱と言えるほど重要なものである。しかしながら、その運用場面での課題が指摘されており、対応する制度の見直しが求められている。本研究は、限られた財源の中での効率的かつ効果的な制度の運用を目指し、補装具の利用者や、その支給に携わる者、また供給に関わる事業者らにとって、よりわかりやすい義肢や車椅子等の適切な種目構造等の整理・明確化を行うとともに、それに対応した基準額の設定や調査方法等のあり方を提案することを目的とし、（１）種目構造の整理、（２）価格に関する根拠データ調査・設定手法の確立、の２つの課題を設定した。種目構造に関しては、本年度は関連する研究報告等の精査による情報収集と整理を行い、研究会議によって議論を深めるとともに、支給決定に係わる全国1,741市区町村の担当者を対象としたアンケート調査を実施して現場での課題を把握した。また、海外の給付制度の状況について、インターネットでの情報を基に、福祉用具の公的給付制度に関する情報を収集した。価格に関しては、義肢の採算が厳しいことの背景を明らかにする作業の一環として、制度発足以降の価格の推移と物価指数の推移の比較を行った結果、現時点では両者の間に大きな乖離は認められない結果を得た。これを踏まえ、次年度以降実施予定の採算・費用構成等状況の把握のための調査において、作業時間、素材使用量など数量にかかる調査の重要性が示唆された。

研究分担者 山崎 伸也 国立障害者リハビリテーションセンター研究所・副義肢装具士長

先進総合機能回復センター・リハビリテーション科  
診療教授

研究分担者 仲泊 聡 国立障害者リハビリテーションセンター病院・第二診療部長

A. 目的

研究分担者 井上 剛伸 国立障害者リハビリテーションセンター研究所・福祉機器開発部長

補装具費支給制度は、我が国における福祉用具の公的給付において根幹を成す制度である。同制度は、補装具を必要とする障害者にとって、命綱と言えるほど重要なものである。しかしながら、これまでに制度運用上の課題がいくつか指摘されている。厚生労働省の平成24年度障害者総合福祉推進事業によるテクノイド協会の調査では、複数の課題が指摘

研究協力者 石川 浩太郎 国立障害者リハビリテーションセンター病院・第二診療部第二耳鼻咽喉科医  
長

研究協力者 浅見 豊子 佐賀大学医学部附属病院

されており、また、平成 26 年度の補装具評価検討会においてはこれら課題について議論された。より効果的・効率的な制度運用に向けて、現在、これらに対応できるような制度の見直しが求められている。

本研究では、限られた財源の中での効率的かつ効果的な制度の運用を目指し、補装具の利用者や、その支給に携わる者、また供給に関わる事業者らにとって、よりわかりやすい義肢や車椅子等の適切な種目構造等の整理・明確化を行うとともに、それに対応した基準額の設定や調査方法等のあり方を提案することを目的とした。そして、その目的達成のために、(1)種目構造の整理、(2)価格に関する根拠データ調査・設定手法の確立、の2つの課題を設定した。

## B．方法

### B-1．種目構造の整理

本研究課題に関連する過去の調査報告の内容を精査し、その他関連情報の収集を行って種目構造上の課題を抽出し、研究分担者および協力者・関係者による研究会議を行って課題を整理した。

さらに、これを踏まえて、補装具の支給決定を司る市町村の担当者を対象に現行の種目構造の課題についてアンケート調査を行い、問題点を確認した。対象は全国の 1,741 自治体(1718 市町村+東京 23 特別区)とし、郵送法によるアンケート調査とした。調査期間は 2016 年 1 月 15 日から 2 月 28 日までであった。期間は、当初、1 月 29 日を期限としていたが、より多くの回答を得るために、期限を 4 週間延長した。

また、海外の給付制度の状況について、インターネットでの情報を基に、ヨーロッパを中心に、福祉用具の公的給付制度に関する情報を収集した。

### B-2．価格に関する根拠データ調査・設定手法の確立

当該年度は、製作事業者を対象とした補装具種目毎の採算・費用構成等状況の把握のための調査準備を行った。

なお、当事者や自治体などを対象とした情報収集においては、個人情報の保護に十分留意するとともに、倫理的な配慮が必要である課題については事前に国立障害者リハビリテーションセンターの倫理審査委員会に諮問し、承認を受けてから実施することとした。

## C．結果

### C-1．種目構造の整理

研究会議による課題整理によって、姿勢関連補装具、感覚関連補装具、義肢装具それぞれに関して、取り組むべきいくつかの課題を明らかにすることができた。車椅子、座位保持装置などの姿勢保持関連補装具は、類似する部分もあって判断が難しいケースもあることが指摘されていた。そして、この点に関しては、いくつかを整理統合することによる改善を期待する意見があった。感覚関連補装具については、補装具適合判定にかかわる眼科医からの意見のなかに、一つの種目とされる眼鏡に、矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡という使用目的の異なるものが含まれているところから生じる問題が多く見受けられた。聴覚障害関連補装具については、補聴器の重度難聴用と高度難聴用の適応に関する問題、交付品目と現状の普及製品との不適合の問題などが認められた。義肢装具については、完成用部品に登録されている部品点数が多く、また支給制度を支える医療や行政に係わる全ての人が理解して扱うために必要な情報が行き渡っていないことから理解が難しくなっている点などが挙げられた。

これら研究会議による課題整理で得られた課題を踏まえて作成した調査票を用いて実施した、アンケートの回収数は 805 件で、回収率は 46%であった。種目構造に関するアンケート調査から、市区町村担当者の約半数は自治体担当者のみで理解できず、更生相談所に頼っていることが明らかとなった。姿勢保持関連補装具については、車椅子と座位保持装置の違いが特にわかりにくいようであった。また、盲人安全つえのベル、フラッシュライト等、製品が存在しない種目を削除することによる整理の可能性が確認された。さらに、デジタル補聴器やワイヤレス

補聴援助システムの普及や骨導補聴器問題など、現状に見合った制度の調整が必要であることが伺われた。一方、特例扱いとなっている補装具について、価格設定の要望が確認された。

海外の給付対象については、国または地方自治体でリストを作成して制度を運用することが主流であることが示された。ただし、リストの内容については、製品ごとのリストから用具の機能ごとのリストへと変更され、それに基づいた制度への改訂の流れがあることも示された。給付種目については、カナダのオンタリオ州とオーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州と比較して、補装具費支給制度の特徴としては、移乗機器やベッド、環境制御装置がカバーされていないこと、医療関係の用具がカバーされていないことがあげられた。これらの中では、日常生活用具でカバーされるものもあり、その点は考慮が必要である。また、座位保持装置については、オーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州 W の制度において、補装具費支給制度と同様に、車椅子に装着する物とそれ以外の物を別々にカテゴリズしていることが示された。

## C-2 .価格に関する根拠データ調査・設定手法の確立

価格根拠把握のためのプロトコル開発のため、今年度製作事業者・販売業者等を対象とした補装具種目毎の採算・費用構成等状況の把握のための調査を行う予定であったが、今年度実施された価格改定の影響を含めた調査が必要であると判断し、調査実施を来年度に変更し、その準備を進めた。

なお、福祉制度外での市場価格による取引が行われているものの実勢価格把握に関して、ユーザーにかかる障害者団体等が存在する種目については調査のコストとメリットを比較しつつ購入者価格の調査により裏付けを強化することを検討した。

義肢・装具・座位保持装置の完成用部品価格については、海外関連制度の情報を収集すると共に、部品の機能・特徴と価格の関係に着目し先行研究（井上）で既に進められている骨格構造義足以外の部品の機能・特徴の情報整理に向けて種目毎の性質の

違いに関する情報収集を行った。

義肢の採算が厳しいことが、先行研究（井上）で指摘されている。その背景を明らかにするために、過去の価格推移の検討、正味作業時間の内容検討を行う。今年度は代表的な構成による幾種類かの義肢について制度発足以降の価格の推移と物価指数の推移の比較を行った。比較の結果、現時点では両者の間に必ずしも大きな乖離は認められなかった。

## D .考察

種目構造上の課題については、これまでの更生相談所を主な対象とした調査とは異なり、支給決定に携わる担当者からの情報が得られた点で、重要であると考えられる。種目構造の見直しによって改善可能と思われる課題もあったが、それだけでは解決不可能な課題も見受けられ、それらに関しては、ガイドライン等による情報提供、担当者の研修等、別途対策が必要であると考えられた。海外の状況からは、給付種目が製品ごとのリストから、機能ごとのリストへと変更が進む流れが伺われた。国によって事情が異なるため単純に比較することはできないが、補装具費支給制度の長期的に安定した運用を目指す上で、さらに調査を行って、参考情報として考慮に含めておく必要があると考えられた。平成 28 年度は、これらの調査結果に基づき、種目構造の修正案を作成するとともに、当事者や関連団体等を対象とした調査を行ってその影響を明らかにしていく予定である。

価格設定については、義肢の採算が厳しいことの背景を明らかにする作業の一環として、制度発足以降の価格の推移と物価指数の推移の比較を行った。その結果、昭和 56 年度以降大きく義肢価格が引き下げられたことはなく、また現時点では両者の間に大きな乖離は認められないことが確認された。近年義肢価格は、素材単価の変化率に応じた調整、人件費の時間当たり単価の反映などを踏まえた価格改定がなされている。今回の検討結果により、義肢の価格を考えるうえで、比較的調査が容易な投入物の単価面のみならず、調査の作業負担が大きいと考えられる数量面（素材費における素材使用量、人件費にお

ける作業時間)の検討が重要であることが示唆された。平成28年度は、義肢以外の種目も含めた製作事業者・販売業者等を対象とした補装具種目毎の採算・費用構成等状況の把握のための調査等を行い、調査方法・価格設定方法の検討、案の作成を行う予定である。

#### E. 結論

我が国における福祉用具の公的給付において根幹を成す補装具費支給制度に関して、その効率的・効果的運用を目指し、種目の構造と基準額設定のあり方に関する調査研究を実施した。本年度は主に情報収集と整理を行い、研究会議によって議論を深めるとともに、いくつかの調査を実施して課題解決に向けた情報を得ることができた。今後は、障害当事者や関係専門職、流通に関わる製作事業者等の同制度

に深く関係する者達の意見の聴取を行うなどして、慎重に検討を行っていく。

#### F. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

なし

#### G. 知的財産権に出願・登録状況(予定を含む)

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

##### 3. その他

なし